

## 平成31年度税制改正速報 (個人事業者の事業用資産に係る納税猶予等：その2) (その7)

平成31年度税制改正において、既報(12月17日No.047)のとおり、個人版事業承継税制が創設されます。個人版事業承継税制は、法人版事業承継税制の仕組みを踏襲して規定される予定です。しかし、税制改正大綱から読み取れる適用要件などの相違点がありますので、そのことを確認します。

### ● 個人版・事業承継税制と法人版・特例事業承継税制の主な相違点

	個人版・事業承継税制	法人版・特例事業承継税制
承継計画書の提出期間	平成31年4月1日～平成36年3月31日	平成30年4月1日～平成35年3月31日
事業承継税制の適用期間	平成31年1月1日～平成40年12月31日	平成30年1月1日～平成39年12月31日
後継者の呼称	認定相続人(認定受贈者)	特例経営承継相続人等(特例経営承継受贈者)
後継者の数	規定なし	3人まで
納税猶予の対象財産	貸借対照表に計上されている特定事業用資産	一定の非上場株式等
不動産賃貸業(資産管理会社)	適用不可	従業員数5人以上など一定の要件を満たせば適用可
常時使用従業員数	不問	1人以上
雇用確保要件	不問	承継後5年間で平均8割を満たせず、かつ、経営悪化している場合などについて認定経営革新等支援機関の指導・助言を受け、一定の書類を提出すれば納税猶予継続
特定事業用等宅地等(小規模宅地等の特例)	事業承継税制との「選択」適用	事業承継税制と「併用」適用可
青色申告要件	被相続人(又は贈与者)及び認定相続人(又は認定受贈者)はともに要件を満たすこと	不問

また、個人版事業承継税制による相続税の納税猶予を選択する場合には、特定事業用宅地等の特例(小規模宅地等の特例)を受けることはできません。そのため、いずれの特例を選択するのかによって有利・不利が異なります。そのことを設例で確認してみます。

#### 【設例】

- 被相続人 父(平成31年1月死亡)
- 相続人 長男・長女
- 相続財産
  - 土地(特定事業用資産) 4,000万円(400㎡)
  - 建物(特定事業用資産) 1,000万円
  - その他の財産 9,000万円
- 遺産分割
 

特定事業用資産とその他の財産のうち2,000万円は長男が、その他の財産のうち7,000万円は長女が相続する

この設例の場合、相続税の納税猶予の適用を受けない方が、納税猶予税額を控除した後の合計税額で比較すると有利になります。(長男の納付税額は、納税猶予を受けた方が少なくなりますが、猶予された相続税額483万円は一定の要件を満たさなくなると納税猶予が打ち切りになります。)

(文責：山本和義)

#### 5. 相続税の計算

	相続税の納税猶予を選択		相続税の納税猶予を受けない	
	長男	長女	長男	長女
土地	4,000	—	4,000	—
小規模宅地等の特例	—	—	△3,200	—
建物	1,000	—	1,000	—
その他の財産	2,000	7,000	2,000	7,000
課税価格	7,000	7,000	3,800	7,000
相続税の総額	1,560		920	
各人の算出税額	780	780	324	596
納税猶予税額	(注) △483	—	—	—
納付税額	297	780	324	596
合計税額	1,077		920	

(注) (4,000万円+1,000万円)+7,000万円-4,200万円=7,800万円  
(課税遺産総額) → 1,160万円(相続税の総額)  
長男の納税猶予税額 1,160万円×5,000万円÷12,000万円=483万円